

## ひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付の再支給）について

### 1．主旨

低所得のひとり親世帯について、新型コロナウイルス感染症の影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、令和2年7月より、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給事務を実施しているところである。

また、同年11月には区独自にお米等を給付するなど追加支援を行ってきているが、低所得のひとり親世帯においては、生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、給付金の支給対象者に対し、再度、同様の基本給付（再支給分）の支給を実施する。

### 2．支給対象者

令和2年12月11日時点で、以下の（1）～（3）のいずれかに該当する方として、既にひとり親世帯臨時特別給付金（基本給付）の支給を受けている又は申請をしている方（再支給のための申請は不要）。

（1）令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方【A】

（2）公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る。）【B】

（3）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方（令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も含む。）【C】

令和2年12月11日時点では基本給付の申請を行っていない方についても、基本給付の申請をすることにより、基本給付に併せて基本給付（再支給分）を含めて支給する。

3．区における支給対象世帯数

4,623世帯（国試算による見込）	
（内訳）上記【A】の方	2,834世帯（国試算による見込）
上記【B】の方	333世帯（国試算による見込）
上記【C】の方	1,456世帯（国試算による見込）

### 4．支給額等及び事務経費

（1）支給額 371,410千円（国試算による見込）\*全額国庫補助（10/10）  
（世帯等への再支給額）

1世帯につき 5万円

第2子以降ひとりにつき 3万円

（2）事務経費 1,453千円（区試算による見込）\*全額国庫補助（10/10）

### 5．支給方法

支給対象者は令和2年12月11日時点で基本給付の支給や申請があれば、改めて申請する必要がない。給付金は、受給者の児童扶養手当振込口座等に振り込まれる。

6．必要経費 372,863千円（見込） \*既存の予算で対応する。

### 7．今後のスケジュール（予定）

令和2年12月17日以降 案内通知等の送付、周知、問合せ等対応

12月23日以降 順次給付金の振込